

総務文教 審査の主なもの

○令和6年度八女市一般会計補正予算(第2号)

(全会一致で可決)

- ・情報システム管理運営事業 1921万円
- ・中山間地域活性化調査業務委託料 550万円
- ・不登校対策校内支援充実事業 187万円

○地方財政の充実・強化を求める

意見書採択のための請願 (全会一致で可決)

○あらゆるハラスメントの防止を求める

条例制定を求める請願 (継続審査で可決)

厚生 審査の主なもの

○令和6年度八女市一般会計補正予算(第2号)

(全会一致で可決)

- ・定額減税にかかる調整給付金給付事業 4020万円
- ・母子生活支援施設措置事業 857万円
- ・保育所等給食支援事業 929万円
- ・太陽光発電・蓄電池・空調整備賃借料 1億9707万円

○八女市矢部診療所特別会計補正予算(第1号)

(全会一致で可決)

○健康保険証の撤回を求める意見書採択を求める請願

(賛成多数で可決)

不登校対策に支援員を配置

問 不登校の兆候がある児童に対しても指導するのか。

答 本事業では、不登校となる前の早期対応を重視している。

問 自治体情報システム管理運営事業

問 情報漏洩などのセキュリティ対策はどのように考えているか。

答 国が認証したシステムを使用するため、技術的には問題ないと考えている。操作する職員に対し、セキュリティ研修を充実させ、意識改革に取り組んでいく。

問 各校で不登校児童が顕在化している。本制度の今後の見込みは。

答 経過をみながら、他校でも早期対応を考えており、必要な支援員の費用について、県へ要望し

問 国が認証したシステムを使用するため、技術的には問題ないと考えている。操作する職員に対し、セキュリティ研修を充実させ、意識改革に取り組んでいく。

答 市長会等を通じて必要な財源確保を要請している。

問 中山間地域活性化調査業務委託料

問 具体的などのような調査を行うのか。

答 中山間地域でのクラインガルテン(※)

答 中山間地域でのクラインガルテン(※)

問 設置場所は？

答 黒木地域交流センターに太陽光発電と併せて蓄電池の設置、空調設備の更新を同時に行う。

問 ひまわり園に関する費用との理解でよいのか。

答 ひまわり園に関する費用ではなく、八女市に住民票がある人が他市町村へ措置された場合の費用を八女市が負担するものである。逆に八女市が設置している母子生活支援施設に措置された場合は、住民票所在地の市町

太陽光発電の導入による電気料の削減と二酸化炭素排出を抑制

問 黒木地域交流センターに太陽光発電と併せて蓄電池の設置、空調設備の更新を同時に行う。

問 ひまわり園に関する費用との理解でよいのか。

答 ひまわり園に関する費用ではなく、八女市に住民票がある人が他市町村へ措置された場合の費用を八女市が負担するものである。逆に八女市が設置している母子生活支援施設に措置された場合は、住民票所在地の市町

問 定額減税にかかる調整給付金事業

問 母子生活支援施設措置事業

問 八女市矢部診療所特別会計補正予算

問 口腔ケアの重要性が注目されているが、往診診療は可能か。

問 端末処理はどうなるのか。

答 住民税等は1000円単位で計算するので最高額で9900円切り上げ給付となる。

答 こ数年、往診依頼はないが可能である。隣接する八女市特別養護老人ホームゆいのりなど

答 こ数年、往診依頼はないが可能である。隣接する八女市特別養護老人ホームゆいのりなど



議会の動き

5月

- 10日 正副委員長会
広報委員会
全員協議会
- 15日 厚生常任委員会
- 24日 議会運営委員会
- 29日 令和6年第3回定例会（招集日）
全員協議会
総務文教常任委員会



6月

- 3日 本会議（一般質問）～6日
- 6日 本会議（一般質問・議案審議）
予算審査特別委員会全体会
広報委員会
- 10日 各常任委員会、分科会
- 13日 予算審査特別委員会全体会
- 14日 令和6年第3回定例会（最終日）
全員協議会
- 21日 議会活性化検討委員会

7月

- 1日 広報委員会
- 3日 正副委員長会
全員協議会
タブレット利活用専門部会
市民と議会の意見交換会正副班長会議
公立八女総合病院企業団議会（臨時会）
- 5日 広報委員会
- 17日 総務文教常任委員会
厚生常任委員会
- 18日 議会活性化検討委員会
- 23日 消防組合議会（臨時会）

建設経済 審査の主なもの

- 令和6年度八女市一般会計補正予算（第2号）
（全会一致で可決）
- ・農業者漬物づくり継続支援事業 3000万円
 - ・福岡県宿泊税市町村交付金事業 1755万円
 - ・地すべり災害復旧事業 2億円

漬物の伝統の味を守り継承する

問 農業者漬物づくり継続支援事業の内容はどうなっているのか。

答 補助対象者は、令和3年5月31日以前から保健所への営業届出があり、営業していた農業者及び法人である。補助内容は、改正食品衛生法施行日の令和3年6月1日以降に、新しい基準に適合するための漬物製造に必要な施設や機械器具の

整備に要した経費について補助するものである。補助申請は、対象者へ個別に補助事業の案内を届け、農業振興課及び各支所で受け付けを行う。

問 新規事業者は対象にならないのか。

答 あくまで法改正以前から漬物づくりをしている方の事業継続を支援するものである。

問 観光機能向上業務及び市内イベント実施業務とはどのようなものか。

答 ホタルと石橋の里公園の水遊び場の整備に係る構想や、情報発信のための企画事業を委託するものである。また、アンテナショップでのイベントや都市圏でのPR事業、食の内覧会などの情

報発信のためのイベント事業を計画している。

